

②浜田市庁舎管理規則について、市が「窓口での相談内容の録音が公共の福祉に反する」と考える理由の説明を求める陳情

浜田市は令和3年8月末に庁舎管理規則を改正し、翌9月1日に施行されています。この中でこれまで許可行為（申し出があれば許可できる）とされていた、住民や事業者による窓口での録音を、禁止行為（申し出があっても許可できない）に変更しました。

施設管理権に基づいて、庁舎管理規則で禁止行為を定める権限が浜田市にあることは理解できます。しかし、市は住民に対してなぜ禁止行為に変更したのか、どういう検討や議論の上で決定したのかを合理的に説明できなければいけないはずです。浜田市が庁舎管理規則で禁止行為として定めているものの多くは「明らかに公共の福祉に反する」迷惑行為であり、禁止する合理性があると思いますが、令和3年12月議会の総務文教委員会の陳情審査で、三浦委員も指摘なさっていますが、住民等が市の窓口に相談に訪れて職員が対応する中で、その内容について当事者がお互いに記録すべき場合もあります。記録のためにメモを取るのは構わない（禁止しない）そうですが、同じ記録であっても録音は禁止されており、住民等が楽に正確に記録する手段を制限していることになります。その理由が市の回答にあった「一部の庁舎利用者がSNSに動画をアップする恐れがあり、それを防ぐため」だとすると、SNSに動画や音声をアップすることを目的に持たない庁舎利用者に対しては、そういう心配が無いため、一律に禁止する理由としては認められないのではないかでしょうか。これまで許可されてきた、公共の福祉に反するとは思えない「住民や事業者にとって重要な相談内容を記録するための録音」まで禁止することは、憲法に触れると考えられるからです。

憲法第13条には「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」とあります。住民が市の窓口での相談を正確に記録し、後に確認に使うことが公共の福祉に反する（誰かの迷惑になる）場合、自由や権利の制限を受けることは考えられますが、メモも録音も記録を取るという目的は同じであり、メモを許可して録音を許可しない理由の説明を求めて、回答下さいません。記録のためのメモも録音もどちらも行為自体が公共の福祉に反する（だれかの人権を侵害したり法令に違反する）とは考えらないため、これを禁止行為とすることは自由や幸福追求に対する住民等の権利を不当に制限している場合、憲法に違反している可能性があります。「申し出た上で記録のために会話を録音する行為」自体が違法だったり人権を侵害するなら、浜田市の職員は必要に応じて可能とされる窓口での録音や、多くの企業等の問い合わせ窓口等で行われている「通話内容の正確な記録とサービス向上のため録音」も問題になると思いますが、問題視されていません。

施設管理権も憲法に違反する制限を課すことはできないため、浜田市は「公共の福祉に反すること」に限り、庁舎管理規則で禁止することができると考えます。よって禁止行為とするならば、「住民等の窓口での記録のための録音すべて」が公共の福祉

に反する理由を説明できなければいけないのでしょうか。

9月1日の施行以降、例外的に庁舎内での撮影等を許可する場合についていくつかの場合について「個人情報等が写り込む心配がないため問題無いと考える」として、例外が決裁されていますが、その内容は公表されておらず、住民は市のホームページ等で確認することはできません。つまり、開示請求しないかぎり知り得ない状態です。

録音に他人の個人情報等が「写り込む」ことはありませんし、相談窓口や通路にいて、執務スペースから個人情報が音声として漏れているならば、録音可能かどうか以前に問題があります。

また、脳に障がい等があり、相談内容を正しく記憶していられない場合について、「後から確認するための録音等」を許可することができるような例外が決裁を受けていると説明を受けましたが、脳の障がい等の有無に関わらず、窓口での相談内容を正確に覚えることも、会話するスピードで正確にメモすることも困難です。脳に障がい等があり、記憶が不安定であっても、メモをすることはできる方もいます。そして後から内容を確認するために使うという目的・用途も、記録のための手段も同じなのに、一方だけを許可し、一方には無駄に時間と労力がかかるけれどメモして下さいというのは、合理性の無いことを強いる差別的な扱いに思えます。行財政改革推進課に令和3年12月20日に問い合わせましたが、「障がい等のない住民等には認めない記録のための録音行為がどういう理由で公共の福祉に反するのか」について、2月10日現在、明確な説明がいただけていません。

市の規則は市職員を拘束するもの（内規）であるため、市長は議会に諮らずに規則を改正することができるのだと思います。庁舎管理規則で禁止行為や許可行為を定めること自体に問題は無いと思いますが、庁舎は公用物（基本的に市の職員が執務のために使用する建物）でありながら、公共の用に供される部分や住民の利用を前提としている部分（1階ロビーや待合席、記入台や各階担当課の相談席等）も存在します。市の内規である庁舎管理規則が、庁舎を利用する住民の行動をも拘束できるならば、条例の場合必要な議会の承認も受けず、自由に住民等の権利義務に関する事を決めることができてしまい、2元代表制の一方である議会によるチェックは働くかず、ルールが施行されることになります。規則によって住民に権利を制限したり義務を課すことが可能な場合があるとしても、議会のチェックが無い分、市は条例の場合よりもさらに慎重な検討

と、決定の理由や過程を説明できる状態にしておくことは必要だと思います。

住民等の行動を制限する内容を含む規則改正であれば、その改正した規則が憲法をはじめ様々な法令に違反しないかどうかを検証することも当然必要だと思いますが、こうした検討や議論の記録は無く、今回それが行われていない様に思います。

協働のまちづくりとは、浜田市をより住みよいまちにすることだとされていますが、住民に対しこれまで許可していたことを禁止とした点で、住民の福祉の増進に逆行するとも言えます。今回の改正について、問われればきちんと説明をする責任が、浜田

市にはあるのではないでしょうか。

改正されて、すでに施行中の規則です。「窓口で住民や事業者が自らの相談内容を記録し後に確認するために行う録音まで禁止としていること」や、9月1日の施行後に撮影等を許可できる例外を追加した件について、議会としても議員の皆様としても住民に正確に説明できない部分もあると思いますので、執行部に対し、録音まで禁止事項に変更した正確な理由と、憲法をはじめ法令に違反しない（窓口での相談内容の記録のための録音行為は公共の福祉に反する）と考える根拠を確認し、明らかにしていただきたく、お願い申し上げます。

浜田市国分町1689-1

三島 淳寛

